

# 渋谷大橋会計ニュース

Shibuya Ohashi certified public accountants

編集発行人 公認会計士 大橋秀夫

〒150-0011 東京都渋谷区東1丁目16番6号 TEL: 03-6419-2020 FAX: 03-6419-2021

URL: www.ohashikaikei.pro Email: sun@shibuyaohashi.pro



うめ

## 掲載 所得税・相続税 「生計を一にする親族」の判定基準

### ◆ 2月の税務と労務

- 国 税 令和7年分所得税の確定申告 2月16日～3月16日  
(還付申告は申告期間前でも受け付けられます)
- 国 税 贈与税の申告 2月1日～3月16日  
(税務署窓口での申告書受付は2月2日から)
- 国 税 1月分源泉所得税の納付 2月10日
- 国 税 12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 3月2日
- 国 税 6月決算法人の中間申告 3月2日
- 国 税 3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告  
(年3回の場合) 3月2日
- 国 税 決算期の定めのない人格なき社団等の  
法人税の確定申告及び納付 3月2日

2月

(如月) FEBRUARY

2026(令和8年)

11日・建国記念の日 23日・天皇誕生日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
・	・	・	・	・	・	・

地方税 固定資産税(都市計画税)第4期分の納付

市町村の条例で定める日



**所有不動産記録証明制度** 相続登記の申請義務化(令和6年4月～)に伴う環境整備の一環として設けられた制度で、令和8年2月2日施行。特定の被相続人が登記簿上の所有者として記録されている不動産を、登記官が一覧的にリスト化し、証明書として交付を受けることができ、相続登記が必要な不動産を把握する際に役立ちます。

# 所得税・相続税 「生計を一にする親族」 の判定基準

所得税や相続税の申告において、「生計を一にする親族」の判定は控除や特例の適用に直結します。

同居・別居の有無だけでなく、生活費の送金など実態に基づく判断が求められますので、所得税・相続税それぞれの判定基準と留意点を整理します。



所得税・復興特別所得税（以下「所得税等」）の確定申告では、申告する納税者の個々の事情を税額の計算に反映させ、それぞれの担税力に沿った納税額を算出するために、各種の所得控除が設けられています。その適用に当たり、「生計を一（いつ）にする親族」を適用対象とする控除があります。

また、相続税の申告では、被相続人が自宅や事業用建物の敷地として使用していた土地を相続した場合、評価額を最大80%減額することができる「小規模宅地等の特例」がありますが、本特例でも「被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族」が居住していた宅地等が、その対象に含まれています。

所得税等または相続税のいずれにおいても「生計を一にする親族」の要件を正しく理解することは税額計算を大きく左右する重要な要素です。本号では、「生計を一にする親族」の具体的な判定基準を、所得税等と相続税ごとにみていきます。

## 1 所得税等における判定基準

所得税法上設けられている各種の所得控除について、「生計を一にする親族」が適用要件となるものは【次頁表1】のとおりです。なお、税法上の「親族」とは、「六親等内の血族」、「配偶者」、「三親等内の姻族」をいうものとされています。

そして所得税法等では、「生計を一にする親族」とは次のように規定されています。

- ・ 親族が同一の家屋に起居している場合には、明ら

かに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、「生計を一にする親族」と取り扱う。

- ・ 勤務、修学、療養等の都合上、他の親族と日常の起居を共にしている親族であっても、①その親族が勤務、修学等の余暇には他の親族のもとで起居を共にすることが常例となっている場合、②これらの親族間において、常に生活費や学資金、療養費等の送金が行われている場合は「生計を一にする親族」と取り扱う。

以上のとおり、「生計を一にする親族」とは、必ずしも同居を要件とするものではなく、別居していても、生活費を送金するなどして「同じ財布」で生活していれば生計を一にする親族と認められることになります。

別居している親族の生活費や療養費を送金して、その親族を年末調整において扶養控除の対象にするような場合は、銀行振込や現金書留の送金控を保管し、必要に応じて、源泉徴収義務者にその控えを提示し、確認を受けることができるよう準備しておく必要があります。

## 2 相続税・小規模宅地等の特例の 適用における判定基準

個人が、相続や遺贈によって取得した財産のうち、その相続開始の直前において被相続人または被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業の用または居住の用に供されていた宅地等のうち一定要件に該当するものは、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定割合を減額することができます。被相続人と生計を一にしていた相続人が適用することができる特例の適用要件は【次頁表2】のとおりです。

小規模宅地等の特例適用に当たり、「生計を一にする親族」との要件の判定基準は所得税法上の基準と同一ですが、二世帯住宅に居住する親子の相続について、生計を一にする親族として小規模宅地等の特例が適用できるかどうかが争われた裁決事例があります。

この事例では、1階に子が居住、2階に被相続人が居住していました。しかし、①建物の構造上、それぞれ独立した居宅となっていること（区分登記あり）、②水道光熱費や生活費も独立していたことなどから、相続人である子については小規模宅地等の特例にいう「被相続人の居住の用に供されている宅地に同居する親族」とも「生計を一にする親族」とも認められないと認定されました。

同じ建物に居住している親族でも「同じ財布」で生活している事実がなければ「生計を一にする親族」とは認められないことが示された事例です。

### 3 まとめ

- 生計を一にする親族に該当するかどうかの判定は、
- 子のある方と再婚した場合にその子を扶養控除の対象にできるか？（その子が16歳以上で所得が一定額以下、再婚後の両親と生計を一にしていれば控除対象）
  - 離婚後、養育費を負担している子を扶養控除の対

象にできるか？（養育費が扶養義務の履行として一定の年齢までに限って支払うものであれば、生計を一にしているとして控除対象にできる）

といったデリケートな問題にも関係します。認定基準を正しく理解するとともに、「同じ財布」で生活していることを証明できる資料の準備が必須です。

#### 【参考資料】

国税庁 タックスアンサー

No.1180 扶養控除



【表1】生計を一にする親族であることが適用要件とされる所得控除（令和7年分）

項番	控除名称	適用対象となる親族等の要件
1	雑損控除	損害を受けた資産の所有者が、納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、年間総所得金額等が58万円以下であること
2	医療費控除	支払った医療費が納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族の医療費であること
3	社会保険料控除	支払った社会保険料が納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族が負担すべき社会保険料であること
4	障害者控除	納税者と生計を一にする配偶者や扶養親族が所得税法上の障害者であること
5	ひとり親控除	納税者が、年間合計所得金額が58万円以下の生計を一にする子（他の人の配偶者や扶養親族とされている者を除く）を有すること
6	配偶者控除	納税者と生計を一にし、年間合計所得金額が58万円以下の配偶者であること（内縁関係・事業専従者を除く）
7	配偶者特別控除	納税者と生計を一にし、年間合計所得金額が58万円超133万円以下の配偶者（内縁関係・事業専従者を除く）であること <sup>注)</sup>
8	扶養控除	納税者と生計を一にする16歳以上で、年間合計所得金額が58万円以下の親族（事業専従者を除く）であること
9	特定親族特別控除	納税者と生計を一にする19歳以上23歳未満で、年間合計所得金額が58万円超123万円以下の親族（配偶者、事業専従者を除く）であること

（注）他に、①夫婦間で相互に配偶者特別控除を適用していないこと、②配偶者が親など別の親族の源泉徴収において扶養親族として控除を受けていないなどの要件があります。

【表2】被相続人と生計を一にしていた相続人が適用することができる小規模宅地等の評価の特例

対象となる宅地等	要件	限度面積と評価額の減額割合
被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業の用に供されていた宅地等 (特定事業用宅地等に該当する宅地等)	① 相続開始の直前から相続税の申告期限まで、その宅地等の上で事業を営んでいること。 ② その宅地等を相続税の申告期限まで有していること。	限度面積 400m <sup>2</sup> 減額割合 80%
被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の居住の用に供されていた宅地等 (特定居住用宅地等に該当する宅地等)	① 被相続人の配偶者については取得者の要件なし。 ② 被相続人と生計を一にしていた親族については、相続開始前から相続税の申告期限まで引き続きその家屋に居住し、かつ、その宅地等を相続税の申告期限まで有していること。	限度面積 330m <sup>2</sup> 減額割合 80%

## 2月の労務 ピックアップ (年金制度改正) 高年齢労働者の活躍支援

令和8年4月より、在職老齢年金制度が改正されます。この制度は高齢の労働者が働きながら老齢厚生年金を受給し、報酬と年金の合計が一定額（支給停止調整額）を超えるときに、年金額の全部または一部が支給停止となる仕組みです。この支給停止調整額が月額62万円（令和6年度価格）に引き上げられます（令和7年度は51万円）。

年金受給額を勘案しながら、就労日数や就業時間の調整を希望する高年齢労働者もいますので、人事・労務の担当者は今回の改正内容を把握したうえで、相談に応じるための準備を行っていくとよいでしょう。

#### 〈計算例〉

従来：報酬47万円 + 厚生年金10万円 = 57万円 → 支給停止調整額51万円を超える額（6万円）の1/2を支給停止

改正：合算額57万円が、支給停止調整額62万円を超えないため、全額支給

# 税金クイズ

公営競技(競馬、競輪、オートレース、ボートレース)の払戻金は、原則として一時所得になります。一時所得では、「収入金額(払戻金)」から「収入を得るために支出した金額(投票額)」を控除しますが、この控除する投票額とは、次のうちどの分でしょうか?

- ① 的中した投票券のみ
- ② そのレースの全ての投票券
- ③ その日の全ての投票券

## 【解説】

昨年中の公営競技の成績はどうだったでしょうか。公営競技の払戻金を受けた方は、確定申告が必要かどうかを確認しなければなりません。この場合の一時所得の金額は、①:払戻金に係る年間受取額を計算する、②:払戻金に係る年間投票額を計算する、③:①-②-50万円(特別控除額)をした金額を計算する、④:③×1/2をした金額を計算する、という順序で行います。

## 雑収入の中の間違えやすい消費税区分

本業とは関係ない収入は雑収入で計上します。この雑収入の中身は色々あり、消費税の区分も「課税」「非課税」「不課税」と様々です。ともすると全て課税売上にしてしまい、その結果、必要以上に消費税の納税額が多く計算されることになりますので、特に消費税の課税事業者の方は正確な区分が重要です。

よくある雑収入は次のようなものです。不課税となるのは、税金の還付金・還付加算金、保険契約の給付金・解約返戻金、株式や出資の配当金・分配金、国や地方からの補助金・助成金、お祝い金等です。非課税となるのは、社宅の家賃、貸付金の利子、商品券の譲渡等があります。課税となるのは、自販機の設置手数料、不用品の売却等です。

どうでしたか?決算の前にもう一度見直しましょう。

①②の計算については、国税庁が提供しているエクセルの集計表がありますので、年間で複数のレースで払戻金がある実力者の方は、この集計表を活用するとよいでしょう。

このときに大事なことは、「外れた投票券の購入費用は差し引くことができない」ということです。国税庁の集計表にも赤書き強調されています。複数の組み合わせで購入した1枚の投票券でも、差し引けるのは払戻金に直接対応する分だけです。なお、払戻金に係る投票額が分からぬ場合は、払戻金とオッズなどから計算します。

頭の中の収支計算では外れ券も含めて考えていると思います。負け越しと思っていても払戻金のみで計算すると、案外、50万円を超えているかもしれません。嬉しくはありませんが、確定申告が必要です。

正解は、①的中した投票券のみでした。

(出典:国税庁ホームページ)



## KEY WORD 年の途中で帰国した場合はいつの分から申告?

令和7年5月まで海外で個人事業をしており(日本に住民票なし=非居住者)、同年6月に日本に帰国し(日本に住民登録=居住者)同事業を開始したケース。居住者は日本国内に限らず全ての所得が課税対象になりますが、この場合5月までの海外での収入も含めて確定申告が必要でしょうか?

5月までは非居住者であったので、帰国前の国内源泉所得(国内の不動産賃貸料など)と、帰国後の全ての所得につき、確定申告をすることになります。帰国前は国外での所得のみで、帰国後は国内の所得のみであれば、帰国後の日本での所得のみを確定申告すればよいことになります。

なお、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除等の額は居住者期間(帰国後)に支払った金額を基として計算し、配偶者控除、扶養控除等は令和7年12月31日の現況により判定して計算します。